

平成 25 年度第 1 回 酒田市子ども・子育て会議

日時：平成 25 年 11 月 7 日（木）午前 10 時～

場所：酒田市民会館希望ホール 小ホール

会 議 次 第

委嘱状交付

1. 開会

2. あいさつ

3. 委員紹介

4. 議 事

- (1) 子ども・子育て会議の運営について・・・【資料 1】
 - ・会長及び副会長の互選について
- (2) 酒田市子ども・子育て会議への諮問について・・・【資料 2】
- (3) 子ども・子育て支援新制度の概要等について・・・【資料 3】【資料 4】
 - ・会議の位置づけ
 - ・子ども・子育て支援新制度の概要
 - ・酒田市の子ども・子育て支援事業の現状
- (4) ニーズ調査の回収率について・・・【資料 5】
- (5) 子ども・子育て支援新制度施行に向けたスケジュールについて
・・・【資料 6】
- (6) その他

5. 閉 会

【 配布資料 】

- 資料 1 酒田市子ども・子育て会議条例
- 資料 2 酒田市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）
- 資料 3 子ども・子育て支援新制度について
- 資料 4 酒田市の子ども・子育て支援事業の現状
- 資料 5 ニーズ調査の回収率について
- 資料 6 子ども・子育て支援新制度施行に向けたスケジュールについて
- 別添 1 子ども・子育て関連 3 法について（国の資料）
- 別添 2 酒田市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査票（就学前児童保護者用、小学生保護者用）

○酒田市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

| 氏 名 | 種 別 | 所 属 |
|---------------------|-----|----------------------|
| コバヤシ ミツル 小林 充 | (1) | 酒田市PTA連合会 |
| イガラシ ジュン 五十嵐 淳 | (1) | 酒田市法人保育園保護者会連合会 |
| フジイ シュウイチ 藤井 秀一 | (1) | 酒田地区私立幼稚園PTA連合会 |
| マエタ ヒデキ 前田 英樹 | (1) | 酒田特別支援学校PTA |
| アカマツ キミコ 赤松 公子 | (1) | 公募市民 |
| キタヤ カナ 北谷 加奈 | (1) | 公募市民 |
| サトウ ヨシノブ 佐藤 義朗 | (2) | 特定非営利活動法人がくほれんwith酒田 |
| コンドウ コウジ 近藤 浩司 | (2) | 酒田市法人保育園協議会 |
| ヤマグチ リュウジ 山口 龍二 | (2) | 酒田市私立幼稚園協会 |
| イシガキ ナオミ 石垣 直美 | (2) | 特定非営利活動法人にこっと |
| ミヤタ コウイチ 宮田 浩一 | (2) | 酒田市子ども会育成連合会 |
| サイトウ カズミ 齋藤 一巳 | (2) | 酒田市自治会連合会 |
| カノウ タクオ 加藤 武雄 | (2) | 酒田市民生委員児童委員協議会連合会 |
| ダイツウ ヨシノブ 大通 雄治 | (2) | 酒田市小学校長会 |
| タケダ セツ 武田 世津 | (2) | 山形県庄内総合支庁子ども家庭支援課 |
| オオタテ シンスケ 大滝 晋介 | (3) | 酒田地区医師会十全堂 |
| タケダ マリコ 武田 真理子 | (3) | 東北公益文科大学 |
| イワマ カノコ 岩間 奏子 | (4) | 酒田商工会議所 |
| クシビキ リュウイチ 櫛引 柳一 | (4) | 公益社団法人酒田青年会議所 |
| ムラカミ アキラ 村上 晃 | (4) | 連合山形酒田飽海地域協議会 |

任期：平成25年11月7日～平成27年11月6日

○酒田市

| 氏 名 | 職 名 |
|-------|---------|
| 久松 勝郎 | 健康福祉部長 |
| 梅木 和広 | 福祉課長 |
| 菊池 裕基 | 健康課長 |
| 齋藤 要一 | 学校教育課長 |
| 高橋 淳子 | 子育て支援課長 |
| 事務局 | 子育て支援課 |

○酒田市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 9 月 20 日 条例第 38 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)

第 77 条第 1 項の規定に基づき、酒田市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事項を処理すること。
- (2) 酒田市子育て支援行動計画の推進並びに進捗状況の点検及び評価に関すること。

(組織)

第 4 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員には、公募による市民を含めることを原則とする。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長が指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第2項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第2項並びに前条第1項本文及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項及び前条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において行う。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 委員の委嘱のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

酒子発第738号
平成25年11月7日

酒田市子ども・子育て会議会長 様

酒田市長 本間正巳

酒田市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

酒田市子ども・子育て会議条例第3条に基づき、下記の事項について、貴会議に諮問します。

記

酒田市子ども・子育て支援事業計画の策定について

諮問の趣旨

本市では、本市で生活をし、家庭を築き、子どもを産み育てやすい環境づくりをめざして、「酒田市子育て支援行動計画（後期計画）」（平成22年3月策定）に基づき、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための様々な施策を推進しています。

このような中、国においては、急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成24年8月に、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども子育て支援の充実を趣旨とする子ども・子育て関連3法を制定しました。

これらの法に基づき平成27年4月から施行される新たな制度では、認定こども園・幼稚園・保育所に対する共通の給付である「施設型給付」により、幼児期の学校教育・保育に係る財政措置の一本化が図られるほか、小規模保育などの「地域型保育給付」が創設されています。

子ども・子育て支援法においては、市町村は、この新たな制度の実施主体としての役割を担い、地域の子育てに関するニーズや実情を把握するとともに、それに対応した質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供していくことが求められています。

こうしたことから、本市の地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業計画の策定に関し、子ども・子育て支援に携わる当事者としての観点、また、専門的な観点からご審議いただきたく、酒田市子ども・子育て会議に意見を求めるものです。

子ども・子育て支援新制度

国の現状

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

国の課題

地域の子ども・子育て支援充実

質の高い幼児期の
学校教育、保育の提供保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善
⇒ 待機児童の解消
⇒ 地域の保育を支援

子ども・子育て支援の新たな仕組みの創設

子ども・子育て関連3法公布（H24.8.22）

1 子ども・子育て支援法

- 認定こども園、幼稚園、保育所等への共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

2 認定こども園法の一部を改正する法律

幼保連携型認定こども園の認可・指導監督の一本化

3 関係法律整備法

児童福祉法など55の関係法律について整備

これらの法律は、一部を除き、早ければ、平成27年4月施行予定

市が取り組むこと

◆ 子ども・子育て支援事業計画

- 子ども・子育て支援法第61条第1項により策定義務
⇒ 国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を策定

意見・審議

◆ 子ども・子育て会議の設置

- 子ども・子育て支援法第77条第1項により設置（努力義務）
「酒田子ども・子育て会議」を設置（9月議会条例可決 10月1日施行）

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援にかかるニーズ調査

必須記載事項

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

任意記載事項

1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）等の円滑な利用の確保
2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

子ども・子育て会議

酒田市子ども・子育て会議

人数：20人以内

任期：2年

委員：①子どもの保護者 ②子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
③子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 ④その他市長が必要と認める者

【所掌事務】

- ① 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定
- ② 特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用定員の設定
- ③ 市子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に対する意見
- ④ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議
- ⑤ 酒田市子育て支援行動計画の推進並びに進捗状況の点検及び評価（市独自）

※ 国の子ども・子育て会議

根拠：子ども・子育て支援法第72条により設置

人数：25人以内

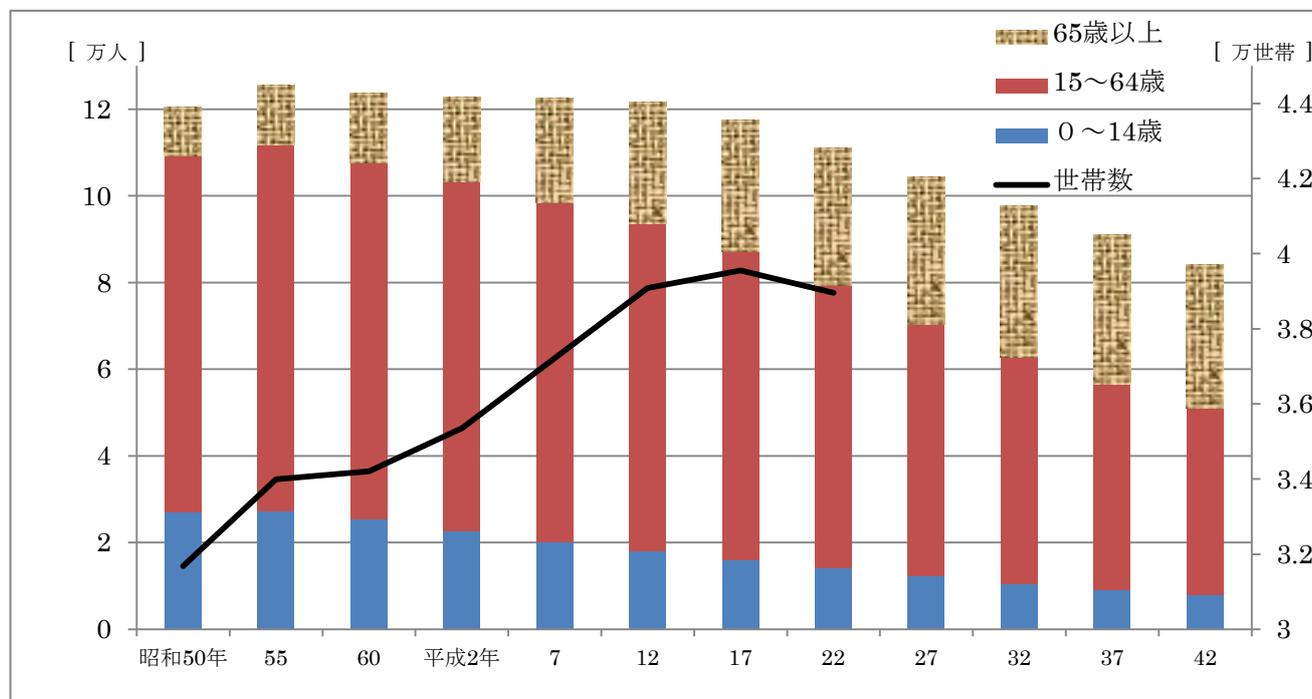
任期：2年

委員：子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

酒田市の子ども・子育て支援事業の現状

人口の状況と推計

- 昭和 55 年をピークに人口が減少している。また、少子高齢化が進行している。
- 平成 42 年（2030 年）には総人口が 9 万人を下回る見込みである。
- 世帯数は増加傾向にあり、1 世帯あたりの人員数は減少している。



出典：平成 22 年までは国勢調査、平成 27 年からは国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（平成 25 年 3 月）より

人口動態

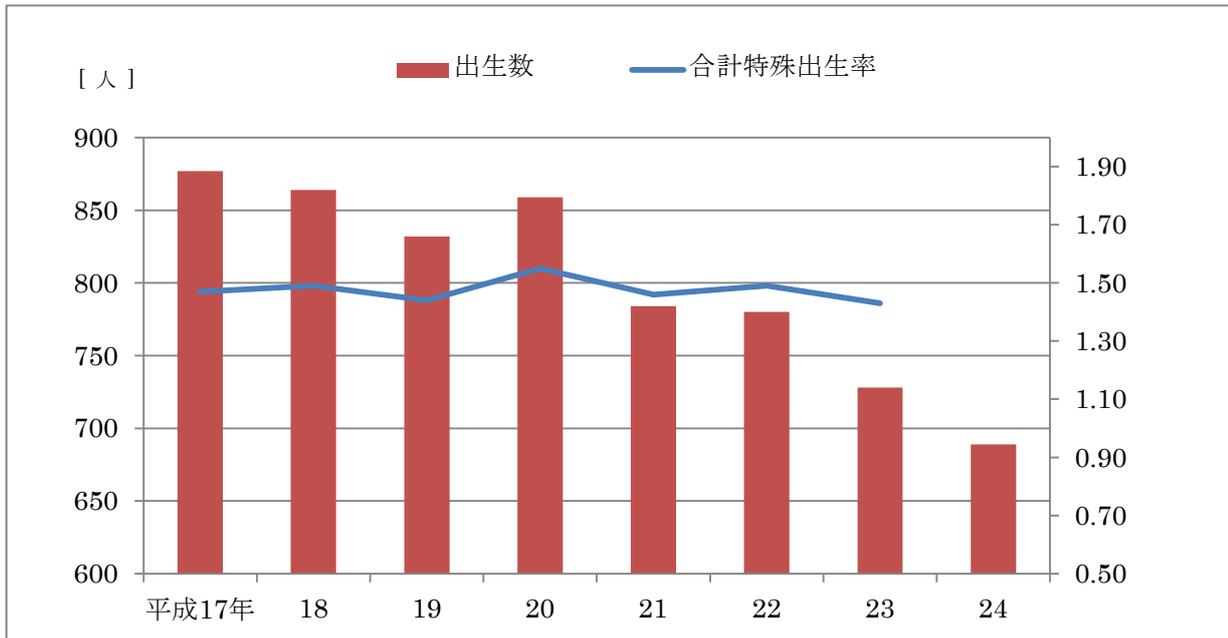
- 人口減少の要因として、転出数が転入数を上回る社会動態の減少よりも、死亡数が出生数を上回る自然動態の減少による影響の方が大きくなってきている。

| 区分 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | |
|------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|-------|
| 自然動態 | 出生 | 815 | 877 | 864 | 832 | 859 | 784 | 780 | 728 | 689 |
| | 死亡 | 1,000 | 1,353 | 1,329 | 1,347 | 1,371 | 1,383 | 1,440 | 1,501 | 1,493 |
| | 増減 | △ 185 | △ 476 | △ 465 | △ 515 | △ 512 | △ 599 | △ 660 | △ 773 | △ 804 |
| 社会動態 | 転入 | 3,007 | 3,173 | 2,840 | 2,684 | 2,511 | 2,544 | 2,428 | 2,569 | 2,335 |
| | 転出 | 3,305 | 3,814 | 3,667 | 3,346 | 3,255 | 3,005 | 2,793 | 2,768 | 2,829 |
| | 増減 | △ 298 | △ 641 | △ 827 | △ 662 | △ 744 | △ 461 | △ 365 | △ 199 | △ 494 |
| 実増減 | △ 483 | △ 1,117 | △ 1,292 | △ 1,177 | △ 1,256 | △ 1,060 | △ 1,025 | △ 972 | △ 1,298 | |
| 世帯数 | 39,558 | 39,556 | 39,425 | 39,390 | 39,113 | 38,953 | 38,955 | 39,010 | 39,071 | |
| 結婚件数 | 486 | 536 | 510 | 597 | 532 | 533 | 487 | 512 | 486 | |
| 離婚件数 | 192 | 180 | 169 | 165 | 178 | 177 | 174 | 148 | 145 | |

出典：酒田市統計

出生の状況

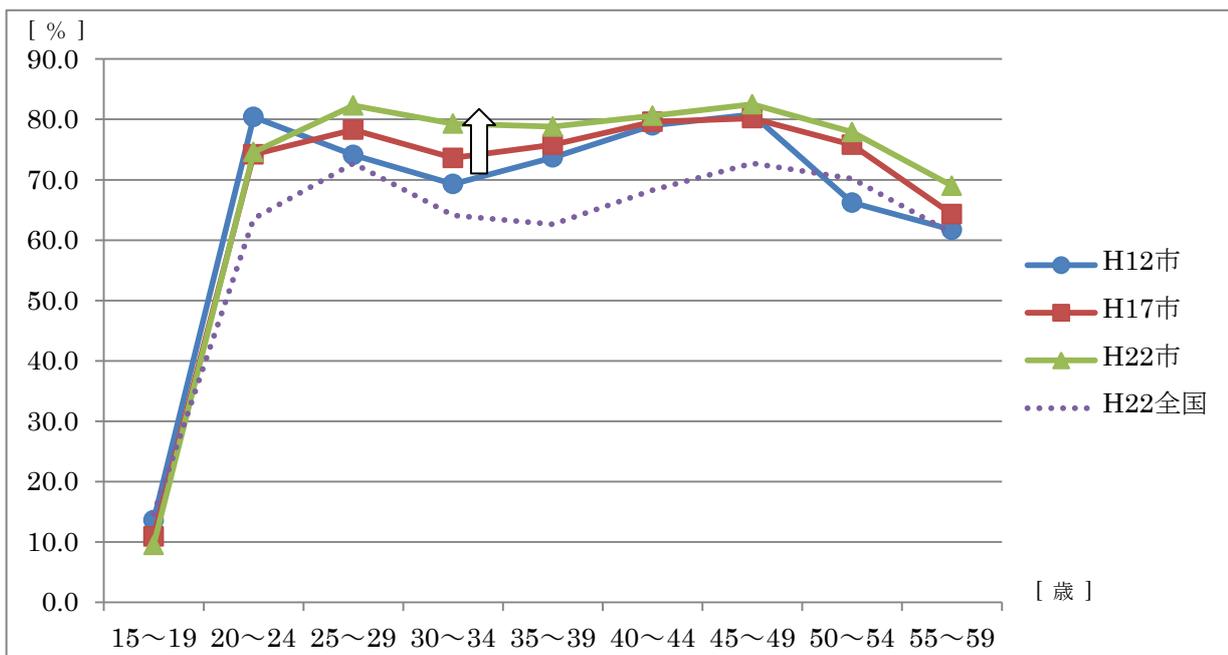
- 出生数は減少傾向で、平成24年には700人を下回った。
- 合計特殊出生率は横ばいで推移している。



出典：出生数は酒田市統計、合計特殊出生率は山形県保険福祉統計年表より

女性の就労の状況

- 25歳以上の就業率が増加している。特に30～34歳、50～54歳の就業率は10年間で10ポイント以上の増加となっている。
- 全国平均に比べて、酒田市は20歳以上の女性の就業率が10ポイント程度高い。

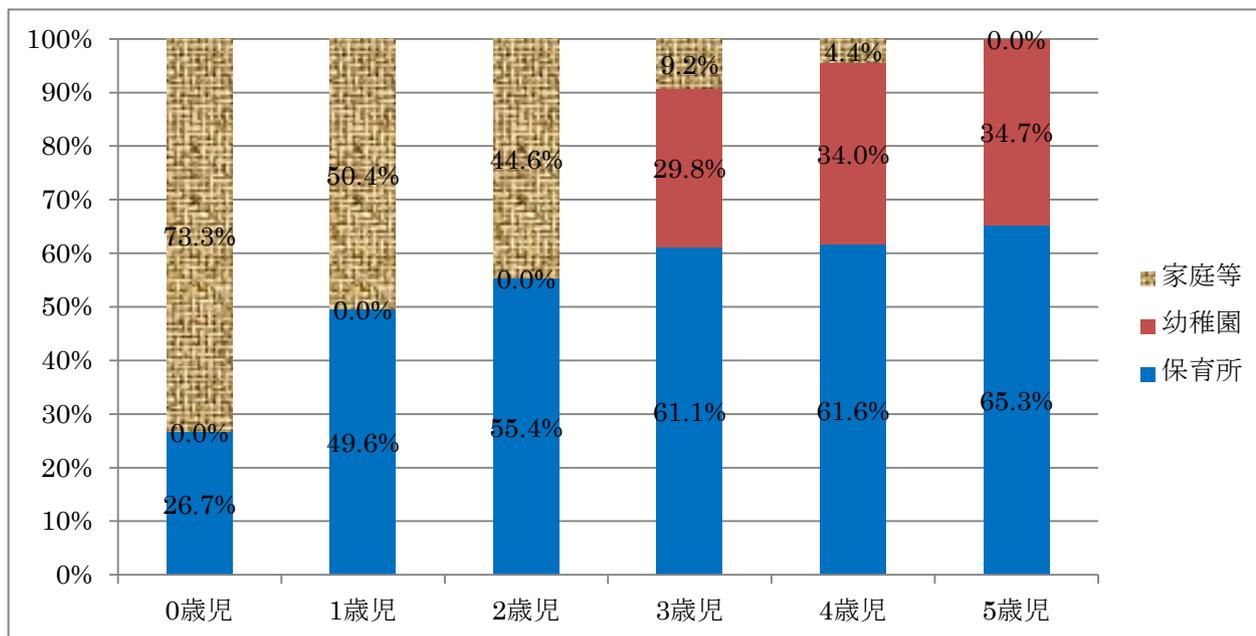


出典：国勢調査（各年10月1日）

就学前の子どもが育つ場所（平成 25 年度）

○3 歳児以上の大部分が保育所又は幼稚園に入所している。

○1 歳～2 歳児の半数は保育所に入所している。

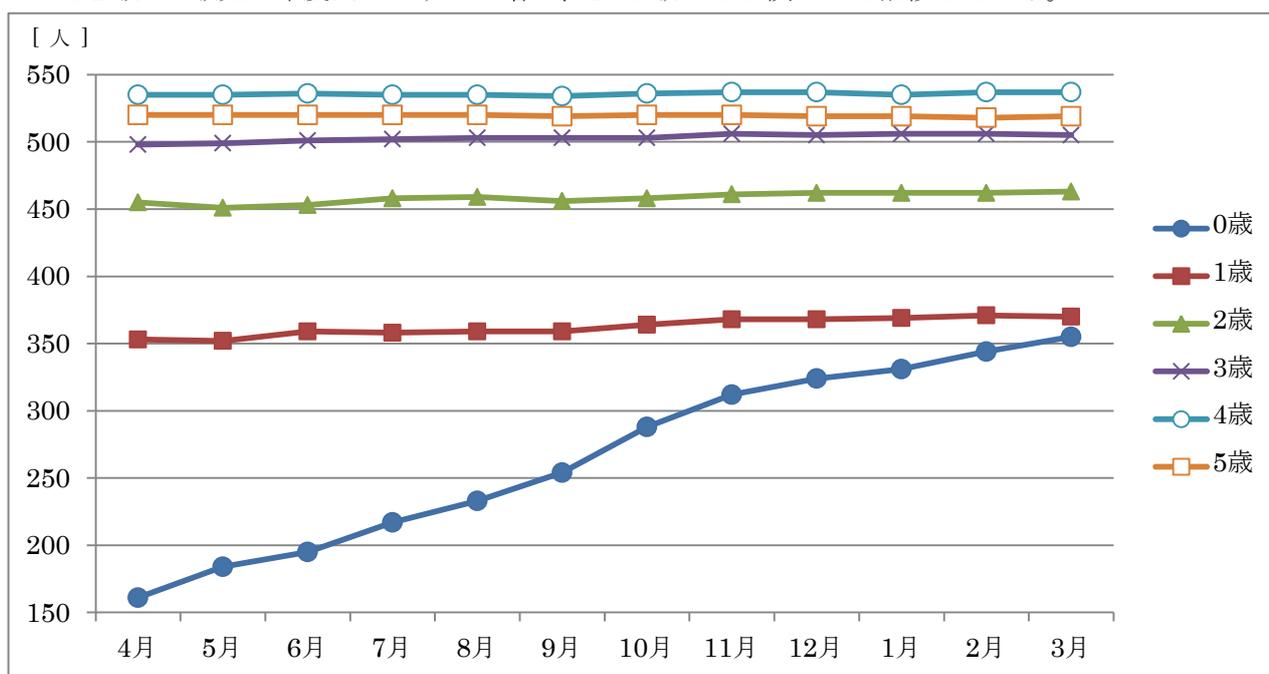


出典：保育所利用者数（子育て支援課資料 H25.5.1 現在）、幼稚園修園児童数（教育委員会管理課資料 H25.5.1 現在）、就学前児童数（住民基本台帳人口 H25.4.30 現在）

保育所入所児童の動き（平成 24 年度）

○年度の途中に大きな変動があるのは 0 歳児。

○1 歳～3 歳児は年度内にわずかに増加、4～5 歳はほぼ横ばいで推移している。

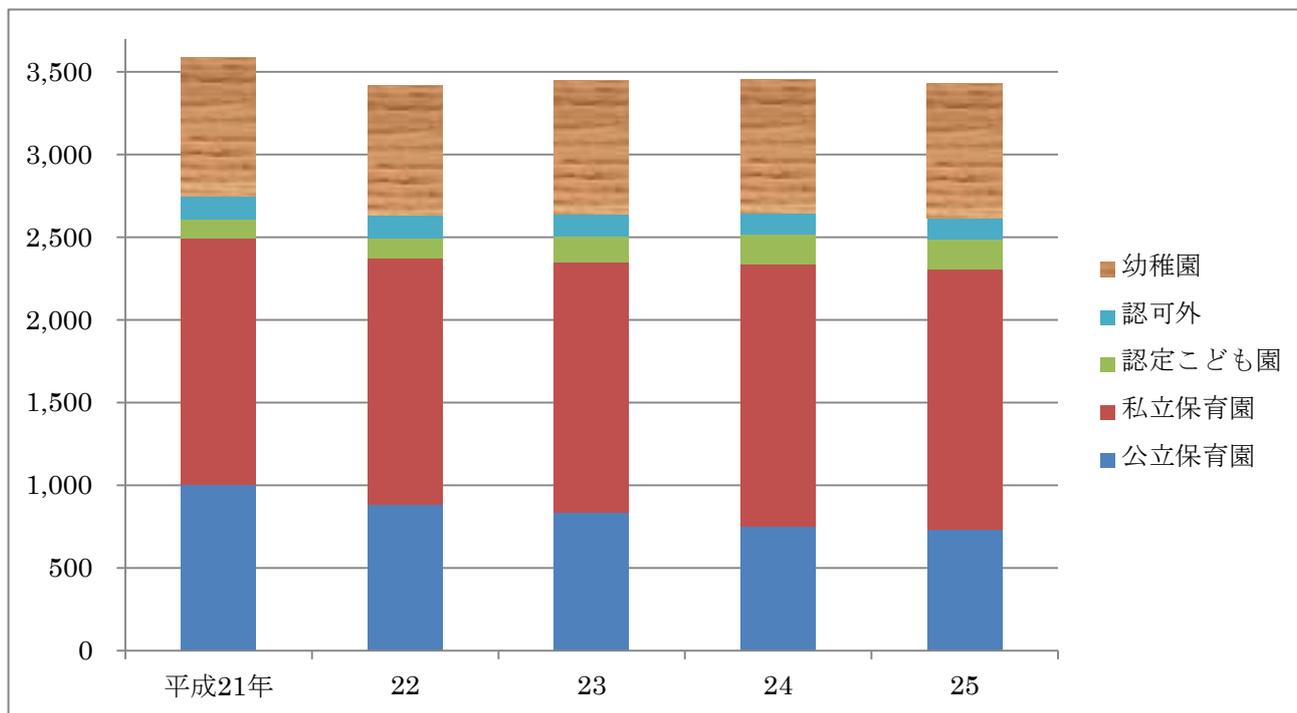


出典：保育所入所状況（平成 24 年度・子育て支援課）

保育所・幼稚園の利用者数の推移（各年5月1日現在）

○平成22年に3500人を下回り、それ以降は横ばいで推移している。

○人口あたりの入所率は増えているが、出生数の減少により、入所数は減少することが予想される。

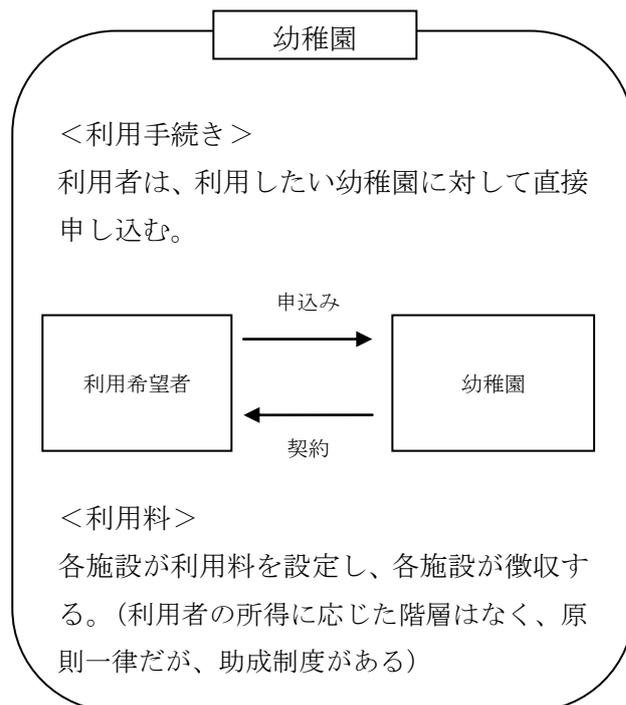
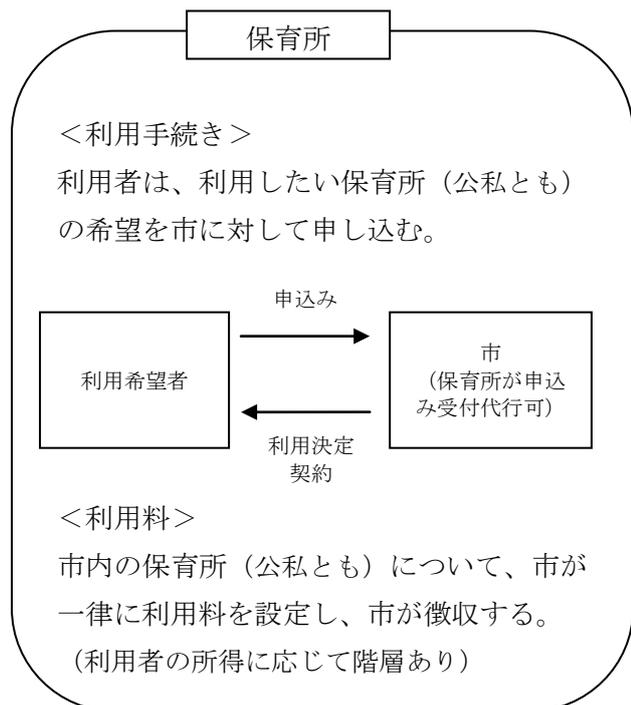


保育所と幼稚園について

| 区分 | 保育所 | 幼稚園 |
|--|--|---|
| 施設の性格 根拠法令 目的 | 児童福祉施設 児童福祉法第 39 条 保護者が仕事、病気等、色々な事情で日中子どもの保育ができない場合に、保護者に代わって乳児または保育をすること | 学校 学校教育法第 22 条 適切な環境のもとに幼児期の特性を踏まえ、心身の発達を助長すること |
| 【サービス内容】 対象児童 開設時間 保育時間 保育・教育内容 | 0 歳から就学前の保育にかける児童 約 3 0 0 日 8 時間を原則 (延長保育、一時預かりを実施施設有) 保育所保育指針 (平成 20 年厚生労働省告示) | 満 3 歳から就学前の幼児 3 9 週以上 (春夏休み有) 4 時間を標準 (預かり保育を実施施設有) 幼稚園教育要領 (平成 10 年文部省告示) |
| 【その他】 利用手続き 施設数 (酒田市内) 利用児童数 (酒田市内) | 市町村と保護者の契約 (入所希望を配慮) 2 9 施設 (平成 25 年 4 月 1 日現在) (公立 10 施設、私立 19 施設) 2, 3 0 5 人 (平成 25 年 5 月 1 日現在) (公立 735 人、私立 1,570 人) | 保護者と幼稚園設置者の契約 7 施設 (平成 25 年 4 月 1 日現在、私立のみ) 8 1 5 人 (平成 25 年 5 月 1 日) |

利用手続きと利用料の比較

- 保育所と幼稚園は、申込先・契約先が異なる
- 保育所と幼稚園は、利用料の設定・徴収が異なる



認定こども園について

認定こども園制度

保育所等（認可外保育施設を含む）や幼稚園が以下の機能を備え、山形県の条例で定められた認定基準を満たした場合に「認定こども園」として山形県から認定を受ける仕組み（類型が4つある。）

- ①就学前の子どもに関して教育及び保育を一体的に提供（保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応）
- ②地域における子育て支援の実施（子育て相談や親子の集いの場の提供）

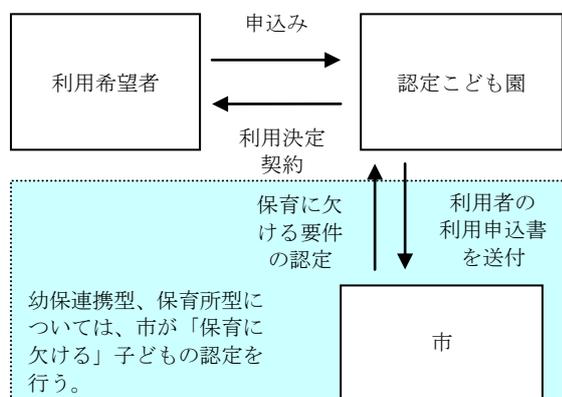
対象と利用手続き

<対象>

0歳から就学前の児童

<利用手続き>

利用者は、利用したい認定こども園に対して申し込む。



4つの分類

- 幼保連携型
幼稚園と保育園の両方の認可を持つ。
- 幼稚園型
幼稚園の認可を持つ。
- 保育所型
保育所の認可を持つ。
- 地方裁量型
幼稚園と保育所ともに認可なし

酒田市内には、平成25年4月1日現在、幼保連携型が3カ所、保育所型が1カ所ある。

利用児童数 183人（平成25年5月1日）

認可外保育施設について

- 保育所と同じ目的を持つが、認可を受けていない施設（児童福祉法第59条の2に規定）
ただし、設置者は、都道府県知事に届出が必要（小規模な施設等は対象外。）
※一般的には「無認可保育所」と呼ばれることがある。
- 無認可ではあるが、0歳からの児童を預かる施設であり、都道府県知事は認可外保育施設に対して、認可保育所に準じた基準に基づき、指導監督を行っている。

酒田市内の認可外保育施設の状況（施設数は平成25年5月1日現在、利用人数は平成25年4月1日現在）

| | | |
|---|-----------|----------|
| } | 一般認可外保育施設 | 4カ所（82人） |
| | 事業所内保育施設 | 3カ所（27人） |

※事業所内保育所とは、企業などにおいて、その従業員の乳幼児を保育の対象とする施設

地域子ども・子育て支援事業について

子ども子育て支援法第 59 条に規定された事業

- ・ 地域子育て支援拠点事業（酒田市児童センター、子育て支援センター、つどいの広場）
- ・ 一時預かり事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・ 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ・ 子育て支援短期事業
- ・ 利用者支援（新設）
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新設）
- ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新設）

酒田市児童センター（親子ふれあいサロン）

設置目的 子どもが安全で安心して遊べる場を提供するとともに、「あそびのおへや」等の事業の実施を通して、子育ての意義や楽しさを伝えることにより、子育てにかかる保護者の負担の軽減を図る。
また、関係機関と連携・調整しながら子育て支援の拠点としての役割を果たす。

○施設の概要（中町3丁目4-5 交流ひろば）

昭和57年開設

平成18年3月 酒田市交流ひろばに移転

- ・親子ふれあいサロン1（小学生までの児童・親子が利用可）284㎡
 - ・親子ふれあいサロン2（就学前児童・親子が利用可）84㎡
- 利用料：無料
9：00～17：00（休館日 12/29～1/3）

○実施事業

- ・幼児や保護者を対象
「あそびのおへや」、「つくってみよう」、「おはなしひろば」、
「食育講座」、「おおきくな～れ」
- ・小学生を対象
「わんぱく広場」
- ・乳幼児を対象
「食育講座」、「おはなしひろば」、「おおきくな～れ」



親子ふれあいサロン1

平成23年度にクライミングウォールを設置し、遊びの場の充実を図った。

○実績（平成24年度）

利用者数 49,409人（児童5,451人、幼児21,862人、大人20,393人、団体1,703人）

相談件数 339件

子育て支援センター

設置目的 核家族化や地域の子育て支援機能の低下などを背景として、子育てに関する悩みやストレスによる育児負担が増加している。こうした中で子育て支援センターは育児に不安を抱える保護者からの相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、親子の触れ合いや交流機会をの提供し、育児サークルの育成支援などを行う。

○施設の概要

| 施設名 | 所在地 | 併設保育園 | 開設 |
|--------------|-----------|--------|--------------|
| 酒田子育て支援センター | 住吉町 10-25 | 松陵保育園 | 平成 13 年 11 月 |
| 八幡子育て支援センター | 麓字上川原 35 | 八幡保育園 | 平成 15 年 12 月 |
| 松山子育て支援センター | 字山田 20-1 | 松山保育園 | 平成 15 年 4 月 |
| 平田子育て支援センター | 飛鳥字堂之後 75 | 平田保育園 | 平成 15 年 4 月 |
| 西荒瀬子育て支援センター | 宮海字新林 661 | 西荒瀬保育園 | 平成 16 年 4 月 |

○事業内容

- ・ 育児相談の実施
- ・ 交流支援（子育てに関する活動場所の提供、子育てサークル交流会、図書・ビデオ・遊具等の貸し出し 等）
- ・ 育児講座・講演会の開催

○実績（平成 24 年度）

育児相談件数 1,017 件
利用者数 14,923 人

つどいの広場

設置目的 より身近なところで乳幼児を持つ親と子どもが気軽に集い交流する場を提供し、また育児相談や子育て支援情報を提供することにより、子育ての負担の緩和を図る事業。

○事業の概要

- ・ 子育て親子の交流、つどいの場の提供
- ・ 子育てアドバイザーを配置し育児の悩み相談
- ・ 市の子育て関連情報提供
- ・ 子育て支援などに関する講座の実施
- ・ 一時預かり保育

平成17年8月より商店街の空店舗を利用し事業を実施。

NPO法人に委託し、子育てに関する相談や情報提供、育児に関する講座などの事業を行っている。

○実施主体

NPO法人 にこっと（二番町7-8）

- 利用対象者／就学前の乳幼児と保護者
- 開館時間／午前9時～午後5時
- 開館日／火曜日～日曜日
- 閉館日／月曜日、年末年始
- 利用料金／無料

○実績（平成24年度）

育児相談件数 380件

利用者数 10,099人

一時預かり事業

設置目的 家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児または幼児について、主に昼間、保育所やその他の場所で一時的に預かる事業。

○実施主体 … 市町村または社会福祉法人、NPO 法人

○実施場所 … 保育所、地域子育て支援拠点、その他の利便性の高い場所等で実施。

○対象

おおむね生後6か月（つどいの広場は3ヶ月）から就学前までの子どもを対象に、下記の事情により家庭での保育が一時的に困難になった場合

①保護者の労働、職業訓練、就学等により、家庭での保育が断続的に困難となる場合（非定型的保育）

②保護者の傷病、入院、家族の看護・介護、冠婚葬祭、災害、事故等により、緊急に家庭での保育が困難となる場合（緊急保育）

③保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を軽減・解消するために必要な場合（私的理由保育）

（※利用日数は②を除き、原則として3日程度を限度とする。）

○実績（平成24年度）

実施箇所数： 保育所 12ヶ所 つどいの広場（NPO法人にこっとに委託） 1ヶ所

延べ利用者数： 保育所 2,750人 つどいの広場（NPO法人にこっとに委託） 3,650人

※保育所の内訳 … 市立3園、法人立9園

ファミリー・サポート・センター事業

設置目的 乳幼児や小学生の子どもを有する子育て中の保護者で、子どもの預かりの援助を受けたい人とその援助を行いたい人が、それぞれ会員（依頼、協力、相互）となって、子育てを相互援助活動する事業。

酒田市では、平成9年に設立

○相互援助活動の内容

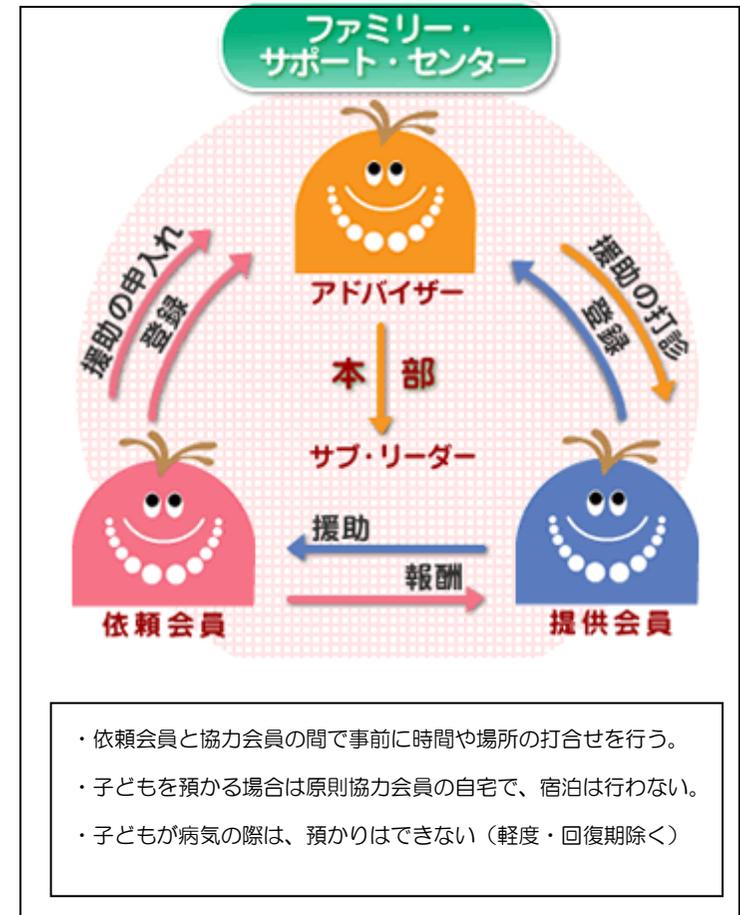
- ・ 保育施設までの送迎
- ・ 保育施設の開始前、終了後、または学校の放課後、習い事前後の子どもの預かり
- ・ 保護者の急用等の場合の子どもの預かり
- ・ 冠婚葬祭、買い物等、外出の際の子どもの預かり
- ・ その他、会員の仕事や育児等のために必要な援助など

○会員数（平成24年度末現在）

| | |
|---------|------|
| 利用会員 | 380人 |
| 協力会員 | 91人 |
| 利用・協力会員 | 28人 |
| 計 | 499人 |

○利用受付状況（平成24年度）

1,288件



病児・病後児保育事業

事業の目的 病気または病気の回復期で、集団保育が困難な子どもを専用施設で一時的に預かり、仕事と子育ての両立を支援する事業。

酒田市では平田保育園で病後児保育、あきほ病児・病後児保育所で病児・病後児保育を実施
実施にあたっては、一定の施設整備のほか、看護師と保育士の配置が必要となる。

○利用条件

- ・市内に居住している生後3ヶ月から小学校3年生までの子ども
 - ・病気または病気の回復期で、入院治療は不要だが、保育所等での集団生活が困難な場合
 - ・保護者が仕事、病気、事故、出産、家族の看護又は介護及び冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が困難な場合
- ※利用時には、事前利用登録と医師への相談・診察が必要。期間は一日単位で、原則として連続7日以内の利用が可能

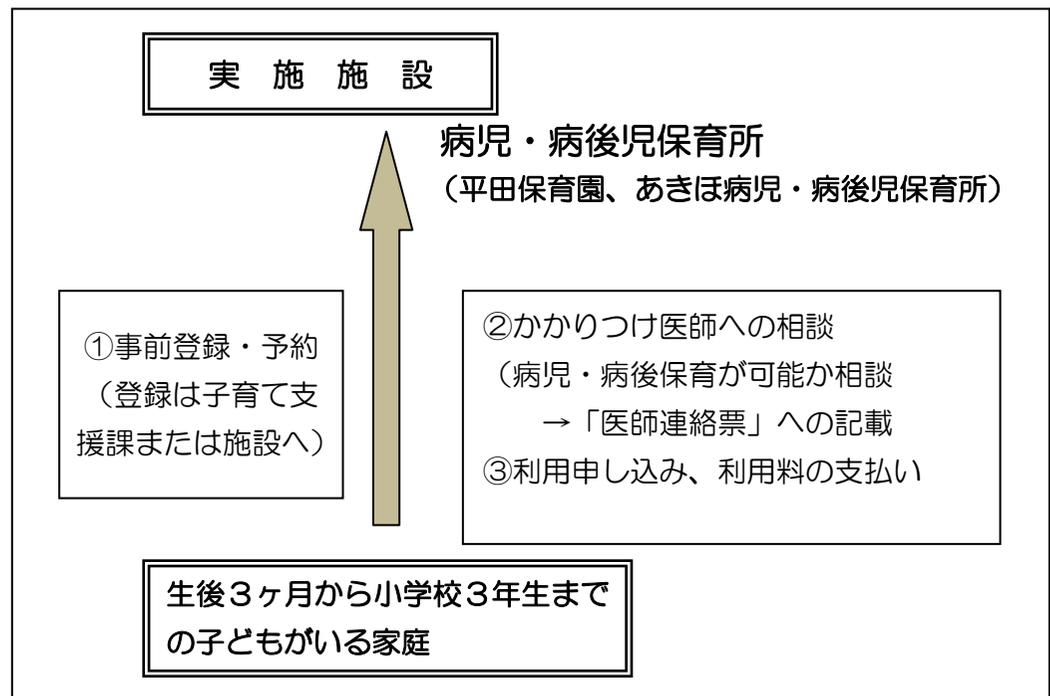
○実施施設

- ・あきほ病児・病後児保育所
(地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構に委託)
- ・平田保育園 (病後児のみ対応)

利用時間 8:00~18:00
(日曜・祝日、12/29~1/3 休み)

○実績 (平成24年度)

- ・あきほ病児・病後児保育所
利用実人数 77名 延べ利用人数 304人
- ・平田保育園
利用実人数 4名 延べ利用人数 7人



延長保育事業

多様な就労形態や就労時間の延長などに対応するため、通常の保育時間から時間を延長して保育を行う事業。
本市においては、認可保育園33園の内、平成24年度は18園で実施（25年度に1か所増）。
※開所時間が11時間を超えている園

○実施状況

- 7:00~18:30 6園（八幡保育園、松山保育園、西荒瀬保育園、十坂保育園、中平田保育園、上田保育園）
7:00~19:00 7園（浜田保育園、松陵保育園、亀ヶ崎保育園、小鳩保育園、アテネ乳児センター、
木の実保育園、酒田双葉託児園）
7:30~19:00 3園（平田保育園、酒田報恩会保育園、宮野浦保育園）
7:15~19:00 2園（北新橋保育園、泉保育園）

乳幼児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

新生児のいる家庭の訪問を実施（3ヶ月健診前に導入）
平成18年度より、全新生児及び産婦を訪問

○事業内容

訪問員：保健師、在宅保健師、在宅助産師

- ・子育てに関する情報提供
- ・新生児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握
- ・育児についての相談、助言

○実績（平成24年度）

新生児訪問数 663件（訪問実施率 96.4%）

- ・訪問後、産後うつ等が認められ、今後フォローが必要と判断される場合は、地区担当保健師に報告、3ヶ月児健診で確認・フォローする。
- ・発育状態の確認や発達等の経過を見ていく必要のある場合は、保護者の育児不安軽減のため訪問指導を行う。
- ・状況によって要支援を判断し、地域、関係機関と連携支援を行う。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

仕事と子育ての両立を支援するため、放課後の家庭保育に欠ける児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業。

平成 24 年度は市内 20 箇所に学童保育所を開設し、運営は各事業主体に委託（25 年度に 1 箇所増）。

○実績（平成 24 年度）

| | 学童保育所名 | 在籍児童数 (年平均) | | 学童保育所名 | 在籍児童数 (年平均) |
|----|--------------|----------------|----|---------------|----------------|
| 1 | 浜田学区学童保育所 | 53 人 | 11 | 新堀地区学童保育所 | 13 人 |
| 2 | 若浜学区学童保育所 | 72 人 | 12 | 八幡地区学童保育所 | 31 人 |
| 3 | 亀城・港南学区学童保育所 | 64 人 | 13 | 泉学区第 1 学童保育所 | 71 人 |
| 4 | 松陵学区学童保育所 | 53 人 | 14 | 泉学区第 2 学童保育所 | 45 人 |
| 5 | 富士見学区学童保育所 | 80 人 | 15 | 松原学区第 1 学童保育所 | 71 人 |
| 6 | 宮野浦学区学童保育所 | 55 人 | 16 | 松原学区第 2 学童保育所 | 42 人 |
| 7 | 琢成学区学童保育所 | 76 人 | 17 | 広野地区学童保育所 | 15 人 |
| 8 | 十坂学区学童保育所 | 64 人 | 18 | 鳥海地区学童保育所 | 16 人 |
| 9 | 西荒瀬学区学童保育所 | 19 人 | 19 | 浜中学区学童保育所 | 15 人 |
| 10 | 南平田学童保育所 | 57 人 | 20 | 松山学童保育所 | 14 人 |

※平成 25 年度 … 平田学区学童保育所 開設

養育支援訪問事業（児童虐待防止対策事業）

- ・酒田市要保護児童対策地域協議会を運営し、代表者会議・実務者・ケース検討会議を開催する。
- ・子どもへの暴力防止教育プログラムとしてCAPプログラムを導入し、小学校の児童及び保護者(地域の方)、教職員を対象としたワークショップを開催。
- ・子育て不安や引きこもり、児童虐待等の家庭養育上の問題を抱える家庭に子ども家庭支援員を派遣する。

○実績（平成24年度） 子ども家庭支援員の派遣 5世帯 31回

子育て短期支援事業

保護者が社会的事由等で児童を一時的に養育できない場合や、保護者を配偶者からの暴力（DV）から守る必要がある場合に、児童福祉施設に一時的に保護する事業

○実績（平成24年度） 利用件数 2件

ニーズ調査の回収率について

9月に市内の子育て世帯を対象として、子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査を実施している。(調査票は別紙のとおり)

【施設別回収率】

| 施設 | | 回収部数 | 配布部数 | 回収率 |
|-----|-------------|-------|-------|-------|
| 幼稚園 | 市立保育園 | 476 | 599 | 79.5% |
| | 法人保育園 | 964 | 1,276 | 75.5% |
| | 認定こども園 | 120 | 137 | 87.6% |
| | 無認可・事業所内 | 45 | 87 | 51.7% |
| 保育所 | 幼稚園 | 544 | 784 | 69.4% |
| | はまなし学園 | 21 | 29 | 72.4% |
| | 酒田特別支援学校幼稚部 | 1 | 2 | 50.0% |
| | 幼稚園・保育所小計 | 2,171 | 2,914 | 74.5% |
| 在宅 | 在宅保育 | 390 | 815 | 47.9% |
| 小学校 | 市立小学校 | 3,616 | 4,262 | 84.8% |
| | 酒田特別支援学校小学部 | 14 | 29 | 48.3% |
| | 小学校小計 | 3,630 | 4,291 | 84.6% |
| 合計 | | 6,191 | 8,020 | 77.2% |

【調査票別回収率】

| | 回収部数 | 配布部数 | 回収率 |
|-------|-------|-------|-------|
| 就学前児童 | 2,561 | 3,729 | 68.7% |
| 就学児童 | 3,630 | 4,291 | 84.6% |
| 合計 | 6,191 | 8,020 | 77.2% |

参考 【調査票別回収率】(H20後期行動計画策定時)

| | 回収部数 | 配布部数 | 回収率 |
|-------|-------|-------|-------|
| 就学前児童 | 3,022 | 4,000 | 75.6% |
| 就学児童 | 4,099 | 4,897 | 83.7% |
| 合計 | 7,121 | 8,897 | 80.0% |

「子ども・子育て支援新制度」本格施行に向けたスケジュールイメージ

| | 平成25年度 | | | | | | | | | 平成26年度 | | | | | | | | | |
|------------|--------|-----|------------|-----|----|----|----|---------|----|--------|----|----|---------|-----|-----|-----------------|----|----|----|
| | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 市子ども・子育て会議 | | | 諮問 | | 会議 | | 会議 | | 会議 | | 会議 | | 会議 | | 会議 | | 会議 | | 会議 |
| 庁内委員会 | | | ○後期行動計画の評価 | | | | | ○庁内合意形成 | | | | | ○事業計画素案 | | | ○パブコメ後の事業計画案の調整 | | | |

■:国 ○:市

| | | | | | | | |
|---|-------------------|-----------------------|--------------------------------|-----------|----------------------|---------------------------|-----------------------|
| 事業計画策定 | ■基本指針提示 | ○計画区域 ○量の見込みと確保の方策 | ○計画記載事項の検討 (基本方針、目標、取り組み内容) | ○計画素案決定 | ○計画素案のパブコメ | ○計画案の議会報告 | ○計画を国県に提出 |
| ニーズ調査 | ○調査実施 | ○量の見込み、市民ニーズの把握 | | | | | |
| 量の見込みと確保の方策 | ○回収、集計、分析 | ■「量の見込みの集計の手引き」提示 | | | | | |
| 利用定員の設定 | | ○量の見込みの把握と確保の方策の検討 | ○量の見込みと確保の方策の報告(国、県) | | | | |
| ○認可基準 【地域型保育事業】※1 ○運営基準【確認制度】 ○支給認定基準 (保育の必要性の認定) ○学童保育の設備運営基準 | ■検討内容を随時ホームページで公開 | ○(市内部で検討) | ○基準案の検討 | ○条例案パブコメ | ○条例案決定 | ○条例制定 | |
| 支給認定・入所手続・利用調整 | | | 実施体制検討(事務処理、業務フロー) | | ○認定手続き ○入所申込、利用調整 | | |
| 費用・利用者負担の設定 | ■検討内容を随時ホームページで公開 | | ■公定価格骨格の提示 | ○(市内部で検討) | ○費用・利用者負担の検討 | | ■公定価格の確定 ○確定(条例制定) |
| 地域子ども・子育て支援事業 ※2 | | ○(市内部で検討) | ○事業内容を検討 | | | ○利用者の利用手続き ○事業者からの届出受理 | |

※1 地域型保育事業 ①小規模保育(定員6~19人以下)、②家庭的保育(定員5人以下)、③居宅訪問型保育、④事業所内保育

※2 地域子ども・子育て支援事業 ①利用者支援、②地域子育て支援拠点、③妊婦検診、④乳児家庭全戸訪問、⑤養育支援等、⑥子育て短期支援、⑦ファミリーサポート事業、⑧一時預かり、⑨延長保育、⑩病児・病後児保育、⑪学童保育、⑫実費徴収にかかる補足給付、⑬多様な主体の参入促進